

# 専門医療機関連携薬局の要件

傷病の区分：「がん」のみ

	要件	具体的な基準
1	患者に配慮した構造設備 (法第6条の3第1項第1号)	① 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ② 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	他の医療提供施設との情報共有 (法第6条の3第1項第1号)	③ 専門医療機関との会議への継続的な参加 専門医療機関の医療関係者に対し、利用者（がん）の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ④ 医療機関の医療関係者に対し、利用者（がん）の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績 （がん患者の半数以上報告・連絡した実績） ⑤ 地域の他の薬局に対し、利用者（がん）の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく業務の体制 (法第6条の3第1項第1号)	⑥ 開店時間外の相談応需体制の整備 ⑦ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ⑧ 地域の他の薬局へのがんに係る医薬品提供体制の整備 ⑨ 麻薬の調剤応需体制の整備 ⑩ 医療安全対策の実施 ⑪ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 がんに係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ⑫ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対するがんに係る専門的な研修の計画的な実施 ⑬ 地域の他の薬局に対するがんに関する研修の継続的な実施 ⑭ 地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績